

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
1	新聞に、今後の地方交付税は支所数に応じて配分すると出ていたが、現在の支所を統廃合すれば交付税収入が減少するのではないかと。逆に維持すれば交付税措置も継続するのではないかと。 それを織り込んで公共施設の統廃合計画を作成しているのか。その交付税措置の概要がわからないのに、支所の統廃合を進めるのは拙速ではないかと。 現在の市長の施策と統廃合計画の関連性がわからない。一方で統廃合と言いながら、他方ではコミュニティや地域の強化と言っており、全く矛盾している。 地域から施設を奪えば、強化にはつながらない。徳山などは良いが、熊毛などの交通の利便性が悪く、高齢者の多い地域では、近くの集会所に行くのが難しい住民もいる。そのような周辺地域や交通弱者の住民のことを考えた統廃合計画にしているのか。	「公共施設再配置の基本方針（案）」は、昨年公表した「周南市公共施設白書」で整理した本市が保有する施設等の現状と課題等を踏まえ作成したもので、今後、策定する「（仮称）周南市公共施設再配置計画」に取り込み、「公共施設の再配置」の基本とするものです。 この「基本方針（案）」では、地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、機能や提供する市民サービスについては維持していくこととしています。 なお、地方交付税に関しては、平成25年1月24日に総務省が公表した内容によると、合併団体の旧市町の役場を支所とみなして（本庁が所在する旧市町の役場は除く）、支所に要する経費を旧市町ごとに算定し、その合算額を合併団体の地方交付税（普通交付税）の一本算定に、平成26年度以降、3年間かけて3分の1ずつ加算するもので、現有の全ての支所が対象となる制度ではございません。
2	公共施設の耐震化・老朽化の対応として、耐震改修工事が考えられ、進められているのは、とても大事なことだと思っている。 公共施設の中でも、特に市民館は、多くの市民が利用している。市民館は部屋数も多く、利用料が安いので、文化を高めるためにより多くの人が利用できる。それ故に、市民館の存続は、文化を高めるためにも大切であると思う。	「公共施設再配置の基本方針（案）」では、今後、市が目指していく「公共施設の保有の在り方」を、 ①次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化） ②市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化） ③効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化） ④安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化） の4項目とし、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することとしています。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
2		なお、市民館については、耐震性はもとより、老朽化が著しく進んでいることから新庁舎建設工事を機に解体し、駐車場用地や工事用地として活用する予定としており、今の市民館が持つ役割や機能のうち、会議室は、新庁舎内にその機能を移転し確保する（大会議室1室、小会議室6室）としています。
3	① 現段階／現公開資料で、一市民が意見を述べる困難さを考慮して、今後の意見聴取をお願いしたい。 ・市民にとって気になるのは「自分が利用する近隣の公共施設」と思われるが、「公共施設再配置の基本方針（案）」に示されたのは「公共施設」全般であり、床面積比較資料をみると、「学校関連施設」と「市営住宅」で半分以上を占めている。 ・床面積の半分以上を占める「学校関連施設」や「市営住宅」と、それ以外の施設を同一に「公共施設」として扱っている基本計画に対する意見収集では、一部施設の改廃是非に終始するか、全体的な一般論で終わってしまうかになりかねない。	「公共施設再配置の基本方針（案）」は、昨年公表した「周南市公共施設白書」で整理した本市が保有する施設等の現状と課題等を踏まえ作成したもので、今後、策定する「（仮称）周南市公共施設再配置計画」に取り込み、「公共施設の再配置」の基本とするものです。 また、「基本方針（案）」では、今後、市が目指していく「公共施設の保有のあり方」を、 ①次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化） ②市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化） ③効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化） ④安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化） の4項目とし、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することとしています。 今後の「公共施設再配置計画」の策定にあたっては、学校関連施設や市営住宅に限らず、暮らしに身近な各施設等、施設分類や分野毎に、「公共施設の再配置」を検討してまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
3	② 施設種類別の協議を深める一方、種類を超えた対応の検討をお願いしたい。 ・市が保有する施設を全て現状レベルに建替え・改修した場合の試算結果が表記されているが、その詳細（どの施設（分野）の改修等の費用が高額になるか、その施設の利用状況の高低等の詳細）が不明である。 ・人口減少を考えた場合、一番影響が出るのが、床面積全体に占める割合の大きい「学校関連施設」と「市営住宅」と思われる。これらの統廃合をまず考えたなら、必要費用もかなり変わってくると思われる。 ・この様に、施設種類によって統廃合検討で発生する費用減効果も大きく差が有ると思われる。その点を考慮して、ある施設の費用減効果を他施設の維持に回したり、また、施設種類を超えての活用を考える、民間施設の活用等々、検討方法は多岐に渡るため、専門家による検討が必要と思われる。	「基本方針（案）」の中で掲載している公共施設の更新費用の試算は、昨年公表した「公共施設白書」から引用したものです。 施設分類・分野毎の公共施設の更新費用の算定については、「公共施設再配置計画」策定にあたり検討してまいります。 また、施設分類・分野を超えた利活用、民間施設の活用等を明確にするため、以下のとおり「基本方針（案）」へ反映します。 【「基本方針（案）」への反映】 「基本方針（案）」のP9「ア. 量の最適化」の項目の中に、「公共施設総量の抑制を図る手法の一つとして、施設の複合化や民間施設の活用等の手法を検討します。」を付け加えます。
	③ ②の検討結果を提示しつつ、個々の施設について周辺市民や使用者の意見を収集する方が、有効な統廃合計画への近道とも思える。	「公共施設再配置計画」の策定にあたっては、市民の皆様との情報共有等を図りながら、合意が得られるよう努めてまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
4	① 公共施設の再配置に対する意見を述べる前に、「広報しゅうなん」12月15日号の編集に対する意見を述べる。 ・2ページから3ページまで「老朽化する公共施設への対応」「周南市公共施設白書が完成」の記事が掲載され、489ページにわたる「公共施設白書」の中心が説明されている。 そして4ページの上半分で「公共施設白書」の構成について記載されている。 ・これに対して、今回、市民にパブリック・コメントを求めている「公共施設再配置の基本方針（案）」は、4ページの下半分に、4つの項目だけが記載され、その内容は市役所・総合支所・支所・公民館などに見に行き行って意見を提出するというものである。 ・市民に意見を求めるなら、こちらの内容を主にした広報でなければいけないと思うが、行政改革推進室公共施設再配置担当の意見を聴きたい。	市では、現在保有する公共施設の現状と課題を整理した「周南市公共施設白書」を作成するとともに、今後、策定を進める「（仮称）周南市公共施設再配置計画」の基本的な方針として、「公共施設再配置の基本方針（案）」を作成し、昨年11月に公表しました。 この「公共施設白書」の作成と「基本方針（案）」に対するパブリック・コメントの実施の告知を、昨年11月15日号の市広報で行いました。 12月15日号の市広報では、市が保有する公共施設の現状と課題等を市民の皆様と情報共有を図ることを目的に「公共施設白書」の概略の説明を行いました。この紙面を活用して「基本方針（案）」に対する意見募集を行うパブリック・コメントへの協力依頼を、再度掲載したものです。 「公共施設白書」の説明や「基本方針（案）」へのパブリック・コメントの協力依頼は、市内20箇所で実施した「市長と語ろう！もやいミーティング」や、12月16日から年末にかけての市政だより、市ホームページへの掲載、本庁や各総合支所、各支所・公民館等の44箇所に冊子の設置等を行い、できる限り多くの市民の皆様が閲覧できるよう努めてきたものです。 また、公共施設の現状や課題等を整理した「公共施設白書」は、市内の各図書館での貸し出しや本庁や各総合支所、各支所・公民館等の44箇所への備え付けを継続するとともに、今後も、市広報を始め、様々な機会を通して、情報提供をすることとしています。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
4	② 2012年10月に突如発表された「公共施設再配置計画(案)」について、2012年12月25日「出前トーク」が“コアプラザかの”で開かれ、約80人が参加した。パブリック・コメントには179件の内125件が鹿野地域からの意見であった。 そして、2013年1月30日に、「鹿野地区連合自治会」と「明るく元気な鹿野を作る会」は、地域有権者の3分の2にあたる1982名の署名を添えて計画の見直しを求めた。 その後、市議会の要望決議などもあり、2月19日に議会に対して計画を再考するむね明らかにされた。	平成24年10月に公表した「公共施設再配置計画(案)」については、その際に実施したパブリック・コメントや市議会の要望決議等を踏まえ、取り下げたうえで再考することにいたしました。 「公共施設の再配置」を進めるにあたっては、本市の歴史や成り立ち、現在に至る財政状況や将来の人口動向、各地域の状況なども含め、公共施設の現状と課題等の整理を行い、市民の皆様との情報共有を図ることの必要性から、昨年、「公共施設白書」を作成し、公表しているところです。
	③ 合併前に旧市町がそれぞれ整備してきた多くの公共施設があるといっているが、それは、その地域に必要な施設であるから整備されたものである。合併して、より便利に利用できるよう統廃合することを全面否定はしないが、もともと不必要なものは造っていない。 ・合併して10年経った。合併までに合併協議会でどのような議論がされたのか。合併後の新しいまちづくりの計画「新市建設計画」の基本になるものは何かなど、合併にいたるまでの経緯は尊重されるべきである。 ・「新市建設計画」では、合併後の新しい街の姿は「複数の地域核を持つ多極ネットワーク型都市の形成」としている。新南陽、熊毛、鹿野に「支所」でなく、「総合支所」を置いているのは、「複数の地域核」という位置づけからで、この立場を重視すべきである。	「基本方針(案)」では、「公共施設の保有のあり方」を実現するための方針として、地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本として「公共施設の再配置」に取り組むこととしています。 この方針は、今後、策定する「公共施設再配置計画」に取り込むこととしておりますので、総合支所の機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本に検討してまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
4	・今回の「公共施設再配置の基本方針（案）」では、公共施設の保有のあり方を実現するための方針のひとつとして、「地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている市民サービスについては維持していくことを基本として、公共施設の再配置に取り組みます。」としている。 ・先に述べたように、「総合支所」を「支所」と同列に位置づけることには反対する。 昨年１１月２２日に、“コアプラザかの”で開かれた「市長と語ろう！もやいミーティング」では、「鹿野総合支所については、現在の３課体制でいく」といわれたが、ぜひこの体制を維持していただくよう要望する。	
	④ 道の駅ソレーネ周南に４億円、新駅ビルに２５億円、自動車学校跡地の購入に６億円、本庁舎の建設に９４億円と、多額の費用をかけて整備している。耐震性が無く、「安心」と「つながり」のまちづくりの拠点としての新庁舎の建設は結構と思うが、耐震性が無いということでは、地域核の中心である新南陽総合支所も鹿野総合支所も同じである。 合併特例債を使うのであれば、新庁舎と一緒に建替えや、耐震工事を行うべきである。	上記③のとおり、総合支所の機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本に検討してまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
4	⑤ 鹿野公民館の機能は、“コアプラザかの”に移ったという認識は間違いである。 現に、舞台を持つ講堂は残されたままで、今も使用している。本来なら、15億円の整備計画であった、“コアプラザかの”の建設時に造られていなければならない施設である。 ・鹿野自治会連合会は、地区内84団体の署名を添えて、講堂に変わる「ホール」の建設を市長に要望した。市長からの回答は、「鹿野地区住民の要望は以前から認識していたが、84団体に及ぶ多くの方々の署名による要望書を目の当たりにし、改めて重く受け止める」、「今後の重要な課題とし、調査、研究する」とされている。15億円の整備計画の半分の事業費で“コアプラザかの”は建設されている。ホール建設を実現できるよう強く要望する。	「基本方針（案）」では、今後、市が目指していく「公共施設の保有のあり方」を、 ①次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化） ②市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化） ③効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化） ④安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化） の4項目とし、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することとしています。 公共施設が抱える課題や問題等は、少子高齢化が急速に進む中山間地域と都市地域では状況に違いがありますので、その地域の特性等にも配慮しながら、今後、策定する「公共施設再配置計画」の中で、検討してまいります。
	⑥ 最後に、一番大切なことは、どのような小さな施設でも、それを使用している住民からみれば、かけがえのない施設である。統廃合するときは、関係する住民とのきめ細かな話し合いをして合意を得られることを強く要望する。	全ての施設は、利用される市民の皆様にとって大切な財産であると理解しております。 「公共施設再配置計画」の策定にあたっては、市民の皆様との情報共有等を図りながら、合意が得られるよう努めてまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
5	① 社会資本のストック量が多い学校関連施設について 学校関連施設は廃校になっているものを除いては、廃止することはできないと思う。しかし、既存施設を建替えて更新する際は、将来の児童数または生徒数をしっかり予測し、過剰な施設にならないよう心掛けてほしい。宅地分譲やマンション建設に伴う児童数や生徒数の増加は一過性のものであり、その後は減少に転じるケースが多い。 必要最低限の教室数しか確保しないことが重要である。仮に児童数・生徒数が増加した場合は、プレハブ等の仮設施設で対応すべきである。 とにかく、ストック量を減らし、身軽にすべきである ・将来児童生徒数予測を正確に行い、それに見合った施設整備、維持を行う。 ・校区内の住宅状況を勘案し、プレハブ校舎の導入も検討する。 ・施設のストック量は、最小限にする。	「公共施設再配置の基本方針（案）」では、今後、市が目指していく「公共施設の保有のあり方」を、 ①次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化） ②市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化） ③効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化） ④安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化） の4項目とし、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することとしています。 この量の最適化の中では、人口減少に合わせて施設保有量を縮減することとし、これを実現するための方針に、量やサービス、コスト、性能の面からの方策を掲げています。 今後、この基本方針を取り込んだ「(仮称) 周南市公共施設再配置計画」の学校関連施設の分類では、校区内の住宅状況や将来の児童・生徒数を考慮したうえで、「公共施設の再配置」を検討してまいります。 なお、小学校や中学校では、既に合意が図られたところから休校や廃校を進めており、これらの方向性についても、「公共施設再配置計画」の中で検討を進めてまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
5	② 社会資本のストック量が多い市営住宅について これからは人口減少社会であり、住宅供給の必要性は、以前より低いと考える。一方、超高齢社会に突入し、公営住宅はある程度は必要と思う。しかし、老朽化した市営住宅は、更新にも改修にも解体にもお金がかかる。経済的に優れた方法で対応をお願いしたい。 市民ニーズに対応する方法として、民間アパートやマンションなどを、市が借り上げ、市営住宅として運営する。または、市営住宅に入居する代わりに、民間アパートや賃貸マンションに入居してもらい、官民家賃の差額を入居者へ交付するなどの方法も考えられる。 ・ライフサイクルコストを重視した市営住宅運営 ・民間アパート等の施設を利活用した公営住宅化の推進 ・補助金交付型の公営住宅運営	「基本方針（案）」では、上記①のとおり、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することとしています。 また、「基本方針（案）」では、「公共施設の保有のあり方」を実現するための方針の中では、P F I 事業を含めたP P P（公民連携）手法の拡大や活用による民間ノウハウの導入等を図ることとしています。 今後、策定する「公共施設再配置計画」では、公共施設の全体のライフサイクルコストを前提とした「公共施設の再配置」を検討することとなります。 特に、市営住宅では、借上げ型公営住宅方式の導入等、民間事業者の活用等を検討し、保有量の縮減等を検討する必要があると考えています。 「公共施設再配置計画」の策定にあたっては、既に策定している「周南市公営住宅長寿命化計画」の見直しを含めて検討し、両計画の整合を図りながら進めていきます。 【「基本方針（案）」への反映】 公共施設の再配置にあたっては、ライフサイクルコストが重要となりますので、「基本方針」の中に、ライフサイクルコストの記述を付け加えます。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
5	③ 中山間地域への対応について 行政区域の広い周南市にとって、中山間地域への対応は不可欠である。 少子高齢化が深刻な中山間部においては、地域の核となる公民館や支所がなくなるのは、地域コミュニティ活動に致命的な影響を与える。特に、小中学校が休校や廃校になっている地域は影響が深刻である。かつては、小中学校が地域コミュニティの中心であったが、小中学校がなくなり、地域コミュニティの中心は、公民館や支所となった。しかし、その公民館や支所までもがなくなると、地域コミュニティは完全に崩壊してしまう。一方、公民館や支所を更新又は維持・改修を行う財政力は、周南市にはそれほど余裕がない。合併して、行政区域が拡大し、その様な中山間部が多いので、なお、財政的には厳しいのが現状である。 公民館としての機能を維持するためには、最小限の修繕を行い、既存施設を使えるまで使い、最終的には、プレハブの施設にするなど、安価な方法で更新を行う。公民館の職員は、地元の方へ委託する方法が、ベストである。市職員を配属すると人件費が高い。 支所も公民館と同様であるが、中長期的には支所は廃止し公民館に機能を移す。その場合、地元へ管理委託する。住民票などの各種証明書等の交付などは、市職員が行う必要があるので、交付方法の検討が必要である。例えば、コンビニで交付できるとか、本庁から出張方式で職員が週1回、その地区の公民館へ出向き事前予約等を行った人へ交付を行うなど運用面での工夫を行う。	「基本方針（案）」では、地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本として「公共施設の再配置」に取り組むこととしています。 公共施設が抱える課題や問題等は、少子高齢化が急速に進む中山間地域と都市地域では状況に違いがありますので、その地域の特性等にも配慮しながら、今後、策定する「公共施設再配置計画」の中で、検討してまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
5	・支所、公民館は可能な限り現施設を利用し、その後はプレハブ施設とする。 ・将来的には、支所機能を公民館に集約する。 ・公民館の管理を地元委託するなど運営面での工夫を行う ・住民票交付等々の交付・手続き方法の改革（コンビニ交付、出張交付等々）	
6	市役所の総合支所、支所、公民館などを市民（サービス）センターとコミュニティセンターに再編することを提案する。 （設置の趣旨） モデルは警察の県警本部＝警察署＝交番・駐在所、または銀行などの本店＝地域統括支店＝支店がモデルであるが、上位下達の組織ではなく、住民自治を中心とした機構として考えた。 したがって、最も重要なのは住民に最も身近なコミュニティセンターになる。 以下はその機能などである。 （コミュニティセンター） 住民の生活を最後の一人になるまで守るための拠点となる。 各小学校区、旧小学校区ごとに設置、公民館、コミュニティ組織などの事務局、市役所窓口機能を持ち、正規職員１～３人程度及び臨時職員で運営する。	「公共施設再配置の基本方針（案）」では、「公共施設の保有のあり方」を実現するための方針として、地域の拠点となる総合支所や支所、公民館を中心とした地域づくりの推進と、それらで行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本として「公共施設の再配置」に取り組むこととしています。 これらの施設を市民（サービス）センター及びコミュニティセンターへ再編することについては、ご提案として受け止めさせていただきます。 また、地域別の整備方向、管理運営体制、学校施設の転用等につきましては、今後、検討を進めるうえでの参考意見とさせていただきます。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
6	(市民サービスセンター) 中学校区ごとに実情に配慮しながら設置する。 現在の総合支所と同様の産業を含めた地域振興、社会福祉、教育、防災などの機能を持つ。そのため職員は原則として20人以上とする。 具体的には、 ・鹿野市民センター：鹿野総合支所を名称変更 ・新南陽市民センター：新南陽総合支所を名称変更 ・熊毛市民センター：熊毛総合支所を名称変更 ・大津島市民センター：離島であることを配慮して特設、職員数は他のセンターよりも少数可 ・鼓南市民センター：半島部であることに配慮して特設、将来は太華センターとも合併も ・太華市民センター：太華中学校区を所管 ・徳山西部市民センター：桜田中学校区を所管 ・菊川市民センター：菊川中学校区を所管 ・徳山市民センター：本庁舎内に設置、住吉、岐陽、秋月、周陽中学校区を所管（周南団地市民センター：団地の高齢化などの推移を見ながら将来的に設置） ・須々万（都濃）市民センター：旧都濃町を所管	

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
6	(本庁：本部) コミュニティセンター、市民センターをバックアップするとともに長期的、広域的（都市連合を含む）な施策の立案、実行を担当する。 (設置の進め方) 建物は現在ある施設を使用、または学校施設（県立高校を含む）などほかの施設からの転用、新築のいずれかとする。 設置は住民の理解を得ながら、その知恵を生かしながら数年がかりで進める。	
7	① 「公共施設に関する投資的経費」の中長期的な財政規律について、市長・市当局と市議会は、市民に見える形で討議し、できれば合意してほしい。	「公共施設再配置の基本方針（案）」では、本市の身の丈に合った施設の保有総量の適正化、いわゆる「公共施設の再配置」を実現することを前提としています。 また、現在市が保有する全ての公共施設や都市基盤施設（インフラ施設）の更新や大規模改修等の整備を行うことは、財源の確保だけでなく、実質公債比率や将来負担比率等の市財政の健全性（財政規律）の悪化の面からも、不可能な状況となっています。 今後の「(仮称) 周南市公共施設再配置計画」の策定にあたっては、市財政に与える影響等を検討し、議決案件となっている次期まちづくり基本構想やその基本計画との整合を図る中で進めてまいります。

パブリック・コメント

No.	お寄せいただいたご意見	市の考え方
7	② 中長期的な財政規律を大前提として、行政改革推進本部を中心に「公共施設の再配置に関する計画」を策定してほしい。 また、類似施設における優先順位の資料を丁寧に作成する必要がある。総論賛成、各論反対が利害関係のある市民の受け止め方である。市民に対し、資料に基づく十分な説明責任を果たしてほしい。	「基本方針（案）」では、今後の「公共施設再配置計画」の策定にあたって、市長を本部長とする行政改革推進本部を中心に全庁的な取り組みとして推進することとしています。 また、「公共施設再配置計画」の策定においては、市民の皆様にしっかり説明できる資料等を検討し、進めたいと考えています。